

「手ぐすね引く」考

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学文学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 元二郎 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20180221-130

「手ぐすね引く」考

橋 本 元 二 郎

(一)

「手ぐすね引く」或は「手ぐすねを引く」といふ言葉については、かつて、松尾捨次郎博士が問題にされたことがある。
 「手ぐすね。あらん限りの備して待ち受くるを、「手ぐすね引いて待つ」といふは……弓の弦などを強くせむ為に、松脂と油とを交へたるくすねといふものを引く。手ぐすね引くは「手にくすねを引く」といふことなり。言海にはくすねに葉煉の字を当てたり。弓術の書には天鼠の字を用ゐる。

之については、三矢君から「其は昔からさう説いてゐるようだ」と注意された。しかし後更めて考へて見ると、くすねは粘りづよい物であるから、手に之を附けては、弓も矢も取扱ふことが出来ないで、此の解は面白くない。山崎美成著の海録といふ書に「弓のすべらざるを欲して、葉煉といへる者を、弓手のゆがけにつくる」とある。美成の伝記をくはしく知らないで、断言しかねるが、弓術の方に余り通じて居なかつた者か。若しさうでなければ、其の葉煉は今のくすねではないであらう。手にせよゆがけにせよ。今のくすねを附けては、弓を引く事は困難である。或は手ぐすねは手製乃至特製の意で、上等な物をいったのであらうかとも思はれるが、戦場に用ゐる陣弓は、弦に絹糸を巻き、之に漆を塗つてあるので、今の葉煉なら、弦にも用ゐやうがない。特に保元物語に「さき細打番ひ、手ぐすね引いてぞ控へたる」「大鎧を打くはせて手ぐすね引てためらひ見る程に」などある所から見ると、矢を番へた後に、引くのであるから、弓手や弦に引くことは出来ない。馬手に引くと見るのが穩かである。さうすれば、今の世ギリコといって弓手馬手両方の弓がけに付けて、程よくすべるやうにする者を、弦につける葉煉と区別する為に、手ぐすねといったかと思はれる。ギリコといふのは松脂を煮て、ザラザラにした者であるから、葉煉といふ字には聊か当らないやうな氣もするが、多分此れであらう。(註一)

松尾博士が「手ぐすね引く」に対して、右のやうな新説を提出されたのは、元来この言葉の原義やその沿革については、従来の説明や解釈がまちまちであり、未だ納得すべき定説が得られてゐなかつたのによるのであらう。しかしながら、その原義が如何やうであらうとも、この言葉の転義としての「あらん限りの備へをして待ち受ける」といふ意味においては、この言葉は現今でも、屢々使用されてゐるのであつて、例へば、

「手ぐすね引く。パス 登山客二割増し当込む」(昭和三十二年六月二十日「朝日新聞」夕刊)

「十一月一日の狩獵解禁(北海道は十月一日)をひかえて、ハンターは手ぐすね引いているが……」(昭和三十二年十一月三日「週刊朝日」増大号、九一頁)

とある。このやうに、この言葉は、今日においては未だ廢語にまでは至つてゐず、また、今後においても使用されて行くであらうと思はれる。てるおか・やすたか氏も、「すらんぐ」(昭和三十二年四月刊)の中でこれを「あなたのコトバ・わたしのコトバ」として収録されてゐる。それで、今一度、この言葉について一考察を試みることも、あながち徒費ではないであらう。

(註一) 松尾捨次郎著「国語教学の体験」所収「弓術修業から得たところ」九〇頁。

(二)

「手ぐすね引く」の原義の考察に先立つて、過去の用例について見るに、「保元物語」において使用されてゐるのが、文献上の初見のやうである。

「為朝……『御鎧ヲハ八竜ト見申テ候、譬如何成御鎧ニテモ候へ、二ノ矢ニ於テハ申請ンスルニ候、矢坪ヲ指テ承リ候ハン、真向御頸ノ骨ハ恐モ候、クツケイ、弦ハシリ障子ノ板、脇立ノ上、爰ヲ射ヨト承テ一矢仕候ハン、御前ノ雑人ヲ除ラレ候へ』トテ、件ノサキ細打番ヒ、手クスネ引テソ控ヘタル」(白河殿攻落事) (註二)

「一定為朝ヲ討ントテ大勢向フヨト心得、先物ノ色ヲ見ントテ、弓押張大ノ雁俣ニツ三ツ取テ、急キ歩出テ見レハ、船次第ニ近附、為朝折節大事ノ所勞ヲシテ、八十余日臥ケルカ、宜シク成テ二十日許ノ事也、弓勢事ノ外弱テ覺ケレトモ、大鎧ヲ打クハセテ、手クスネ引テ

タメラヒ見ル程ニ……」(為朝鬼島渡并最期事) (註三)

「保元物語」においては、右の二箇所地使用されてゐて、多くの辞書では、この言葉の用例として、この文が引用されてゐるのである。が、注意すべきは、これらの文は、「保元物語」としては異本とされてゐる京師本、杉原本に載せられてゐるのであつて、流布本においては、ここのところは、

「為朝……」誠に御免を蒙らば、二の矢を仕らん。真向内宛は恐れも候。障子の板か、梅檀弦走りか。胸板の真中か。草摺ならば一の板とも二の板とも、矢坪を慥かに承つて仕らん」とて、既に箭取つて番はれける所に……」(註四)

「御曹司矢比少し遠けれど大鎧を取つて番ひ、小肘の廻る程引詰めてひようと放つ」(註五)

となつてゐて、「手ぐすね引く」の言葉は無い。流布本に無いといふことは、甚だ重要なことと思はれる。一体、「手ぐすね引く」といふ言葉が、射芸、特に武射^(註六)に関するものであるとするならば、武射の記事がさかんに取扱はれてゐる軍記物語には、随所に見出されさうに思はれるのであるが、事實はこれに反して、流布本に使用されてゐないのみならず、他の軍記物、例へば「平治」「平家」「源平盛衰記」「義経記」あたりにも見当らないのである。これはどうしたわけであらうか。このことは、やがて、この言葉の原義の解明に一つの示唆を与へてゐるのではないかと思はれるのであるが、これについては、後で触れることとする。

「保元物語」後の用例としては、

「井蛙抄」に

「或時高尾法華会に西行まいりて花の陰とながめありきける。弟子とも是かまへて上人^(註七)にしらせしと思ひて。法華会もはて坊へ帰りけるに。庭に物申候はんと云人有。上人たそとはれければ。西行と申ものにて候。法華結縁のため参りて候。今は日くれ候。一夜此庵室に候はんとて参て候といひければ上人うちに手ぐすね引ておもひつる事かなひたる躰にて。あかり障子をあけてまち出けり」(註七)

「物草太郎」に

「物草太郎これを見て、爰にこそわが北の方は出できぬれ。あつぱれ疾く近づけかし。抱きつかむ、口をも吸はばやと思ひて、手ぐすね

以上の引用は、もとより用例の全部を網羅したわけではなく、その一端を示したに過ぎないのであるが、室町以降各時代にわたって、この言葉が使用されて来たことが見られる。そして現在においても、なほその生命をもち続けてゐることは、既に示したとおりである。しかしながら、その用法は、「井蛙抄」以下いづれも転義としての「用意万端整へる」の意味においてであつて、もはや原義を想到させてくれるものは一つも無い。では、この原義をどのやうに考へるべきであらうか。

(註二) 「参考保元物語」巻第二。七三頁。

(註三) 「参考保元物語」巻第三。一七三頁。

(註四) 日本文学大系本「保元物語」四五頁。

(註五) " 一〇六頁。

(註六) 「武射」については、拙稿「日本文学と射芸―武射と文射」(「人文研究」第五卷、第四号所収) 参照。

(註七) 頼阿著「井蛙抄」第六雑談の部(続群書類従第拾六輯下、和歌部、九一二頁)

(註八) 日本文学大系第十九巻「お伽草子」五〇四頁。

(註九) 烏丸光広作といふ。「竹斎物語」下巻。(「滑稽文学全集」第一巻、三八頁)

(註一〇) 近松門左衛門作「淀鯉出世滝徳」上。(「近松傑作全集」巻之一、二四九頁)

(註一一) 近松門左衛門作「梟狩劔本地」第一。(「近松全集」第八巻、八〇五頁)

(註一二) 近松門左衛門作「女殺油地獄」上。(「近松傑作全集」巻之参。六五一頁)

(註一三) 「仮名手本忠臣蔵」第三。(評釈江戸文学叢書「傑作浄瑠璃集」下、二二八頁。)

(註一四) 「伊賀越道中雙六」第八、岡崎の段。(評釈江戸文学叢書「傑作浄瑠璃集」下、七〇一頁)

(註一五) 「金色夜叉」前篇、第一章(一)の二。(岩波文庫本「金色夜叉」上巻、二三頁)

(三)

「手ぐすね引く」の原義について説明をおこなったものに、「松屋筆記」と「海録」とがある。いづれも江戸後期のも

のである。

松屋筆記 「今俗、力をいれんする時、手につばきして物を執を手油をかふとも又手ぐすねを引ともいへり。くすねもちなどの類にて物を付るに離れざれば手に執物の落ざるように掌に唾を加ふを手ぐすねとはいへる也。」(註一六)

海録 「『手ぐすね引』といふ俗語、俗に心に思ひ構ふる事ありて待つを、手ぐすねを引て待といへり。これはもと軍陣の弓射る詞より来れる也。常の礼射には弓がへりあれど、軍陣の弓射る時には弓がへりなし。なほ弓の握のすべらざる事を欲してクスネといへるものを弓手のゆがけに着くる也。俗の喩にも戦場に手ぐすね引て待つが如しといへる也。扱クスネといへる物は弓の弦にも引、釣針の緒にもつくるもの也。松脂と油とを合せて造れり。」(註一七)

この両説は、原義の解明について、かなりの対立を示してゐる。「松屋筆記」は「手に唾を加ふを手ぐすねとはいふ」とあって、実際に、手にくすねを引くのではないとしてゐるのに対して、「海録」は「弓の握りのすべらざる事を欲してクスネといへるものを弓手のゆがけに着くる也」として、現実にくすねを手につけることゝしてゐる。このやうに両者の間には対立があるにもかゝらず、転義としては、いづれも用意万端整へて待つ of 意であり、「井蛙抄」以下の用例も、この意味において使はれて来てゐるのであるから、實際問題としては、原義の究明をしなくとも、一応は解釈には不自由のないことであつた。多くの辞書や、註釈書の殆んど大部分が、解釈するに當つては、その原義としては、「松屋筆記」或は「海録」のいづれか一方を採用するか、又は漠然とこの両者を併用するかして、それより更に一步突き進んで考へようとしなかつたのも無理からぬことであつた。このやうな次第であつたから、松尾博士が、この言葉の原義に対して疑問を提出され、新しい見方をされたのは、まことに興味深いことである。

(註一六) 高田与清、随筆集。「松屋筆記」卷之九十一の三。(国書刊行会本「松屋筆記」五三五頁)

(註一七) 山崎美成、随筆集。「海録」卷之六の三七。(国書刊行会本「海録」一七三頁)

(四)

さて、松尾博士の所説を見るに、その批判の対象となつてゐるのは、山崎美成の「海録」の説であつて、高田与清の

「松屋筆記」の説には触れてゐられない。しかしながら、「松屋筆記」の説は、既に「諺語大辞典」(藤井乙男編、明治四十三年三月刊)「俚諺大辞典」(坪内逍遙監修、中野吉平著、昭和八年十月刊)を始めとして、多くの辞書類に採用されてゐて、現在においても、この説を踏襲してゐる註釈者は、案外多いのではないかと思はれる。此の見方が成り立つ理由としては、軍陣の際に、手に唾して敵の来るを待ち受けたことはあり得たといふことである。「今昔物語」巻第二十九、「放免共為強盗三人人家被_レ捕語第六」に

「一人ヅツソ其ノ家ニ行テ隠レテ居タリケル、漸ク其ノ時ニ成テ、或ハ調度ヲ負ヒ、或ハ打物ヲ取テ、皆甲冑ヲ着テ手ヲ舐_テ待ケリ」(註一八)

とある。尤も、この「手ヲ舐_テ」は、文字通り実際に手を舐めたことであるか、或はもはや、転義としての「用意万端整へて」の意味で用ゐられてゐるかは、今にはかに、判じ難いのであるが、後世ならば、まさに「手ぐすねを引く」の言葉が使用される場所であらう。これは一面今昔時代には、いまだ「手ぐすね引く」の言葉が発生してゐなかつたとも見るべき一証左であらうが、元来、「手に唾する」ことと、「手ぐすね引く」こととは別系統の言葉であつて、直接には何等の關係はなかつたものとしなければならぬ。「松屋筆記」が「くすね竊などの類にて物を付るに離れざれば、手に執物の落ざるやうに掌に唾を加ふを手ぐすねとはいへる也」と言つてゐるのは、くすねの粘着性を以て、「手に唾する」ことの比喩としたのであらうが、「手に唾する」ことと、「手ぐすね引く」との關係は、むしろ、転義の「用意万端整へる」の義が成立した後、この転義を媒介として、両者が結合されたと見るべきが至当ではあるまいか。かく見ると、「松屋筆記」の比喩説は採用し兼ねるところであらう。

次に「海録」の説であるが、この説の「弓のすべらざるを欲して葉煉といへる者を弓手のゆがけにつくる」といふのに對して、松尾博士は、「くすねは粘りづよい物であるから、手に之を附けては弓も矢も取扱ふことは出来ない」「手にせよ、ゆがけにせよ、今のくすねを附けては、弓を引くことは困難である」として、「美成の伝記をくはしく知らないので断言しかねるが、弓術の方に余り通じて居なかつたものか」と酷評されてゐる。そして、今の世に用ゐるギリコを手ぐすねと

結論されたのであった。手ぐすねをギリコとするのは、かつて見られなかった新説とすべきであらう。ギリコは、松尾博士のいはれる如く、現在の射芸にも用ゐられてゐて、右手の蹠につけるものである。但し、これは蹠のうちでも堅帽子かたの蹠にのみ用ゐられて、和帽子やはらかには使用しないものである。一体、蹠は往古には用ゐられなかった。左手(弓手)には鞆をつけたのであるが、右手(馬手)は素手で引いたらしい。右手に蹠をつけ出したのは何時頃からであったか、その確証はないのであるが、「貞丈雜記」には「高忠聞書」の文を引用して、頼朝の蹠について述べてゐるところがあるから、多分源平時代には既に蹠の出現を見たとしてよい。しかしながら、当時はまだ皮の手袋の如きものに過ぎなかったかと思はれる。が、やがて弦の当る拇指の部分強化するために、特別に装置するに至った。その拇指の格好が、丁度人が装束を着け帽子を冠った時の形に似てゐるので、これを帽子と言った。この帽子も、はじめは皮を重ねるだけで作られてゐたので、拇指の屈伸は自由であり、所謂和帽子であつた。ところが、室町以降、京都の三十三間堂を射通す堂射が行はれるに至つて、大矢数を射るに及んで拇指の腹側の痛みを防ぐために、更に帽子に鹿の角を心に入れるやうになつて堅帽子の出現となつた。ギリコはこの堅帽子に用ゐられたものである。松尾博士は、このギリコを手ぐすねと考へられたのである。(註一九)この説は、一応、考慮に入れるべきものではあるが、ギリコを手ぐすねと言つた用例は一つも見当らないし、且つ松尾博士も言つてゐられるやうにギリコに葉煉の字が当てられてゐることは、いかにも不当であると言はねばならない。ギリコ説は、否定さるべきであらう。

「手ぐすね引く」は、やはり、現実にくすねを引くことであらう。が、これには更に二通りの解釈が考へられて来た。その一つは、「手で弓の弦にくすねを引く」といふことであり、他は、「手の掌ひらにくすねを引く」といふことである。前者の説を採るものに、水谷不倒氏(註二〇)、高野正巳氏(註二一)などがある。弦にくすねを引くことは現在も行はれてゐるところであつて、弦のほうけを取り、弦を強靱にするために附けるのである。が、これは主としての前(文射)用の弦になされるのであつて、軍陣においては、松尾博士も言はれるやうに、「弦に絹糸を巻さ、之に漆を塗つてある」特殊の

仕かけをした弦を用ゐるのであって、射芸語彙では、之を関弦（註二二）と言つてゐるのである。関弦に関しては、本多利実氏の詳細な解説があるので、ついでに紹介すると、

「関弦と申しますのは、これは軍弓に用ひました弦で御座います。関弦の製造法は如何と申せば、先づ普通の弦の通りに拵へ上げて、其上に麻糸又は絹糸を巻きつけまして、下の麻がほうけぬ様に関きとめます。それから其上を黒漆で塗ります。なぜさうするかといふに永らく陣中に居ますれば、色々の物が之にさはることもあり、又雨露のかかることもありましよう。之を防ぐ為には是非かうせねばなりません。これは管に的を射るときとは違ひます。一大事の戦争中に、弦の切れる様なことがあつては不都合であるからであります。それで大丈夫にして滅多に弦の切れる憂のなき様に致すので御座います。」（註三三）

右の説明にもあるやうに、軍弓では、関弦の上に、更に、くすねを引くといふやうなことはあり得ないのである。従つて、「手で弦にくすねを引く」といふ説は、まづ採ることが出来ないであらうと思はれる。

では、「手にくすねを引く」といふ説はどうであらうか。松尾博士は、「くすねは粘りづよい物であるから、手に之を附けては、弓も矢も取扱ふことは出来ないので此の解は面白くない」と説かれてゐる。これは、確かに一理がある。しかし、これは軍陣での射、すなはち武射においての話であつて、文射については考慮が払はれてゐない。ここで、「海録」の論者の「常の礼射には弓がへりあれど、軍陣の弓射る時には弓がへりなし。なほの弓握りのすべらざる事を欲してクスネといへるものを弓手のゆがけに着くる也」といふ説を採り上げざるを得なくなつて来る。「手ぐすね引く」の原義は、弓返りを防ぐために、弓手にくすねを引くとの説が、最も有力視されて来るのである。それでは、弓返りとはどういふことであらうか。

（註一八） 岩波文庫本「今昔物語集」四、一七一頁。

（註一九） ギリコは松脂を煮て、そのまま冷し、凝つたものを、粉末にしたものであるが、松尾博士は之の使用を「程よくすべるやうにする者」と説かれてゐるが、これはその反対であつて、拇指の皮のすべりを止めるために使用されるものである。

（註二〇） 水谷不倒氏「淀鯉出世滝徳」における註。「戦国の世、敵を待設ける時、弓の弦にこのくすねを引く故、手ぐすね引くとい

へば待設くる意に通ず。」（「近松傑作全集」巻之一。二四九頁）

（註二一）

高野正巳氏「女殺油地獄」における頭註。「手で弓の弦にくすねを引いて敵を待つことから、用意して待ちかまへるの意にいうやうになった。」（日本古典全集「近松門左衛門集」下、二六二頁）

（註二二）

関弦の用例としては、「源平盛衰記」卅五、「巴関東下向」の条に「重藤の弓にせき弦かけ」とあり、「太平記」十七、隆資卿自八幡被寄の条に「三人張の弓にせき弦かけて嚙ひしめし」とある。

（註二三）

本多利実講述「弓道講義録」弓具の部、三三頁。

（五）

射芸語彙としての「弓返り」には、二つの意味がある。

（1）引き損じて、弦が切れずに、弓が裏反りの原型にそっくり返ること。

（2）矢を射放した余勢で、弓弦が弓手の弦外に廻ること。

まづ、（1）について説明しよう。弓をその形態から区別すれば、直弓と反弓とに分れるのであるが、直弓は弓材の自然の形そのまゝであるのに対して、反弓は弓身に背反りを与へ、いはゆる反射弓的素質を施すことによって弓身の弾力の強化を計ったものである。原始弓は概して直弓であるが、反弓はかなり文化の発達した後で考案されたものである。わが国の弓に裏反りがつけられた起原については、未だ明かにされてゐないが、「万葉集」には「みちのくの安太多良真弓弾き置きて撥らしめきなば弦著かめやも」（巻一四・三四三七）の歌があり、正倉院の御物の弓にも裏反りのあるもの（註二四）があるから、既に奈良朝では裏反りが工夫されてゐたとみることが出来る。この裏反りは、平安朝の末に、従来の丸木弓から、竹と木を合せた合成弓、即ち伏竹弓が発明されるに及んで、著しく強化された。裏反りが高くなるに伴って、（1）の意味での弓返りの現象が多く生ずるに至つたのである。「金葉集」にある

梓弓さこそそはそりの高からめはる程もなくかへるべしやは（註二五）

の歌は、此の間の消息をよくあらはしてゐると思ふ。かくして、「かへる」と言ふ語は、弓の縁語として、歌の修辭に用

ゐられるに至った。

「後拾遺集」の

おとなりける法師の山ごもりして侍りけるが許よりかくてなむありとぐまじきといひて侍りける返事につかはしける

律師朝範

思はずにいるとは見えき梓弓帰らばかへれ人のためかは (註二六)

「金葉集」の

「金葉集」の後朝の恋の心を

藤原頭輔朝臣

梓弓かへるあしたの思には引きくらぶべき事のなきかな (註二七)

「千載集」の

右兵衛督に侍りける時中院右大臣中納言に侍りけるにゆみをかりおきて侍りけるをつかさ辞し申してこもり侍りける時かの弓を返しおくるとてそへて遣しける

大宮前大政大臣

八年まで手慣したりし梓弓帰るを見るにねぞなかれける

かへし

中院の右のおほいまうち君

何かそれ思ひ捨つべき梓弓またひきかへす時もありなむ。 (註二八)

「平家物語」の

もののふの取りつたへたる梓弓引いては人のかへすものかは (註二九)

などの歌の「かへる」或は「かへす」は、(1)の意味での弓返りのことであって、これを(2)の意味にとつてはならないのである。

(2)の意味での弓返り、即ち矢を射放した余勢で弓弦が弓手の腕の外に廻ることは、わが国射術の一大特徴であるとされてゐるものであるが、これは室町以降のことであって、往古にはなかったことである。それは、弓手に軀を使用してゐたことで証拠立てられるのである。山崎美成は「海録」で「常の礼射には弓がへりあれど」と言つてゐるが、これは室町以

降の礼射についてであつて、鎌倉時代までは、射礼、賭弓の如き文射においても弓返りは行はれなかったのである。「源俊頼詠賭弓歌」に

引きならず手束の弓の矢をはやみ軈の音に的の鳴りかはすなり。

とあり、また「年中行事絵巻」の射手の絵にも、弓手に軈を着けてゐるので、軈の使用は鎌倉時代にまで下つて考へてよいと思はれる。軈を着けてゐれば弓返りは出来ないから従つて弓返りは鎌倉時代までは行はれなかったこととなる。文射においても以上のやうであるから、武射の如きは、射術の上から言つても弓返りは不適當であつた。後世弓返りが行はれてからは弓返りをさせない従来の射法を「打ち切り」と言つてゐるのであるが、結局、鎌倉時代までは、文射武射共に、すべて打ち切り射法であつたのである。ところが、室町以降、弓返りを行ふ射法が発明されたのである。それは、何時、誰がといふやうなことは、もとより判明しないのであるが、「了俊大草紙」には

「弓を握様。弓の前竹の内かたとに、くすし指とたけ高指のきためを当て、つよく握て打上は、次第々々に手のうちをのつからはとけて、終に握りととめけるととき、打上て引分也。必弓たをしせんとせね共、放時手の内くつろきて、弦はよく返る也」(註三〇)

とあるから、今川了俊時代には、既に、弓返りが行はれてゐたとみるべきである。尤も一方、打ち切りの射法も、軍陣では継続されてゐた。了俊没後の製作である「結城合戦絵詞」の中に、矢を射放した武士の姿が画れてゐる(註三二)が、弓の弦は押手の内側に納つてをり、明かに打ち切りの射法である。軍陣における射法が打ち切りであることは、武射の性格から、当然要求されることであつて、弓返りは弓手の手の内で弓が廻転するものであるから、ともすると弓が掌中から飛び出して、すべり落ち勝ちのものである。このやうな射法は、軍陣では不利であることは言ふまでもない。「海録」は「軍陣の弓射る時には、弓返りなし。なほ弓の握のすべらざる事も欲してクスネといへるものを弓手のゆがけに着くる也」と言つて、軍陣において弓返りを防ぐ方法としてくすねをつけるが如き口剣を示してゐるが、軍陣では、もともと、くすねをつけるといふやうなことはなかつたのである。軍陣では、弓矢を捨て、大刀をとる場合もあることであらうし、こ

の場合、粘着力の強いくすねを、手に引くことの不当であることは、既に松尾博士の指摘されたとおりである。で、弓返りは、専ら文射（的前射）の方で行はれたのである。弓返りの射法は、射術としては、従来の打ち切り射法よりも一段と勝れたものであり、射術の発展の上に一大変革を及ぼしたものである。今日の的前射法の源流はここに存してゐるのであるが、この新射法は、短期間のうちに、当時の射手間に、急速に拡まつて行つたものと思はれる。しかるに、ここに武射以外の方面で、旧来の打ち切り射法を採用せざるを得なかつたものが生じて来た。それは指矢前（堂射）の出現である。

一体、指矢といふ語は、既に「保元物語」や「平家物語」などにも出てゐる（註三三）のであるが、これは速射式に、一定の時間内に出来るだけ多くの矢数を射ることである。「保元」や「平家」中の指矢は、射芸の性格としては、いまだ武射の範囲を出でなかつたが、指矢前（堂射）は、それが競技用として再生したものがある。いはば、武射文射混合形態の射芸ともいふべきものである。指矢前の沿革については、新井白石の「本朝軍器考」などに詳しいが、これの発生期は室町時代と考へられる。指矢前においては、やはり、速射を必要としたから、新射法の弓返り式では、時間的に不利であり、そこで、改めて打ち切り式の射法が再用された。この時、弓返りを防ぐ方法として、弓手の掌にくすねが引かれたのであらうと推究されるのである。（註三三）

「手ぐすね引く」の原義は以上の如く考へられるのであるが、指矢前の射手は、競技に際しては、最後に手ぐすねを引いて、準備完了して堂に上るが故に、この言葉は転義としての「用意万端整へる」の意味で一般に流行して行つたのであらう。前出の鳥丸広光の作と称せられてゐる「竹斎物語」に、「手ぐすね」を二度も繰り返して、この言葉に異常の関心を示してゐるのも、「竹斎物語」の成立期が、指矢前の盛行期とほぼ同時期に當つてゐるのと思ひ合せると、その間の消息が首肯出来るのである。

（註二四） 岩波写真文庫 56、「正倉院」(二)参照。

（註二五） 「金葉和歌集」卷九、雑部。（国歌大観一二六頁、「金葉集」五九三番）

(註二六) 「後拾遺和歌集」卷十七、雜三。(国歌大観一〇八頁、「後拾遺集」一〇四〇番)

(註二七) 「金葉和歌集」卷八、恋歌下。(国歌大観一二三頁、「金葉集」五二三番)

(註二八) 「千載和歌集」卷十六、雜歌上。(国歌大観二六二頁、「千載集」九七一番)

(註二九) 「平家物語」卷九、「二度のかげの事」中の梶原平次の歌(日本文学大系、第十四卷、六八二頁)

(註三〇) 完成会本「続群書類従」第二十四輯、上、武家部、三四六頁。

(註三一) 昭和三十一年一〇月、大阪市立美術館にて行はれた日本絵巻物展において、大阪、細見良氏所蔵の原物により「打ち切り」射法を確かめ得た。

(註三二) 「保元物語」卷之二、「新院御所各門固めの事附軍評定の事」の条「興福寺の信実、玄実等吉野十津河の指矢三町、遠矢八町」という者共を召具して……(日本文学大系、第十四卷、二七頁)「平家物語」卷十一「大阪越の事」の条「平家の方にはこれを見て、あれ射取れや射取れとて、或は遠矢に射る船もあり、或はさし矢に射る船もあり」(日本文学大系、第十四卷七七〇頁)

(註三三) 指矢前の盛行期は江戸初期であるが、現在でも、京都三十三間堂において、その遺風を存してある。その射手、岡井満氏の直話によれば、弓の握りにくすねをつけるとのことである。

(六)

以上述べたやうに、「手ぐすね引く」といふ言葉の発生は室町時代と推定するものであるが、かく見ると、ここに問題となるのは、京師本、杉原本「保元物語」中の言葉である。

周知のやうに、「保元物語」には異本が多いのであるが、今、流布本と京師本、杉原本との前後関係を見るに、流布本は後出のものと見られてゐて、改竄の跡が他の諸本よりは一層甚しいとされてゐる。(註三四)しかし、これは概観した上での話であつて、或る部分については、むしろその反対のことも考へられる。尾上八郎氏も、部分的には流布本よりも京師本や杉原本などの異本の方が、潤色や加筆が著しいことを指摘してゐられる。(註三五)「手ぐすね引く」といふ言葉も、実はさうした箇処の一つではないかと考へられる。かうした例は、他の箇処にもあり得ると思はれる。例へば、

「保元物語」においては、為朝の弓の長さを明示してゐるのであるが、流布本にては「五人張、長さ七尺五寸」(註三六)としてゐるのに対して、杉原本や京師本では、「弓ハ八尺五寸、長持ノ柄ニモ過ギタリ」とある。(半井本には単に「三人して張り」とあり鎌倉本には「張時ハ三人ニタヲメサセテ一人ヨリテ弦ヲカク」とある。(註三七)

一体、我が国の弓が古来長弓であったことは、後藤守一氏等の研究(註三八)によつて究明されてゐるところであるが、その長さは一定してゐなかつたと思はれる。それは、正倉院の御物によつても明かである。弓が七尺五寸の標準を持つに至つたのは室町以降と考へられるが、(註三九)流布本の「七尺五寸」はこれと関係があると思はれる。尤も、為朝の弓は普通の弓よりも長かつたとの言ひつたへ(註四〇)はあるが、それにしても「八尺五寸」といふ明確な数量的指示は、流布本の「七尺五寸」を根底とした潤色であらうと考へられる。

「手ぐすね引く」も、室町以降の加筆であり、しかも、もはや原義を離れた、転義において使用されてゐるのではないかと思はれる。松尾博士は、「保元物語に『さき細打番ひ、手ぐすね引いてぞ控へたる』『大鎧を打くはせて手ぐすね引いてためらひ見る程に』などある所から見ると、矢を番へた後に、引くのであるから、弓手や弦に引くことは出来ない」と、射術上の実際から批判されたのであるが、この点も以上のやうに考へることによつて、同博士の抱かれた疑問も解決するのではないかと思はれるのである。

(註三四) 高木武氏「保元平治物語の書史学的一考察」(「国語と国文学」軍記物語号(大正十五年十月特別号)所収)

(註三五) 尾上八郎氏、日本文学大系第十四卷「保元物語」解題八頁。

(註三六) 「保元物語」卷之一「新院御所門々固めの事附軍評定の事」の条。

(註三七) 国書刊行会本「参考保元平治物語」三七頁。

(註三八) 後藤守一氏「日本上古時代の弓矢」参照。

(註三九) 忌部正通「神代卷口訳」に「弓長七尺五寸、曳則一丈五尺」とある。

(註四〇) 東鑑、建久二年八月一日の条「大庭平太景能、於新造御亭献盃酒云々、景能語保元合戦事、此間申云、勇士之可用意者武具也、就中可縮用者弓箭尺也、鎮西八郎者吾朝無雙弓矢達者也、然而案弓矢寸法過于其涯分二歟。